

## 【 第 2 2 回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成 2 3 年 4 月 1 4 日（木）1 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0

場所：中標津町役場 3 階 3 0 1 号会議室

出席者：2 2 名（中標津町まちづくり町民会議委員 1 4 名、ファシリテーター 1 名（東田）、  
職員プロジェクト 2 名、事務局 5 名）

### < 会議次第 >

- 1 開 会
- 2 開会挨拶
- 3 議 題
  - ( 1 ) 前回の振り返り
  - ( 2 ) 全体討議
    - 条例の文体について
    - 条例の内容について
    - ・第 1 章 総則
      - 第 1 条（目的）
      - 第 2 条（用語の定義）
      - 第 3 条（自治の基本理念）
      - 第 4 条（自治の基本原則）
  - ( 3 ) 今回の振り返りと次回の確認
- 4 閉会挨拶
- 5 閉 会

### < 配布資料 >

- ・第 1 章班別討議案
- ・スケジュール

---

### < 会議結果報告 >

〔全体討議風景〕

- 1 開会
- 2 挨拶：杉本会長
- 3 議題< 進行：東田ファシリテーター >
  - ( 1 ) 前回の振り返り
    - 東田ファシリテーターより報告書にて説明
  - ( 2 ) 全体討議



## 条例の文体について

- ・「である」調と「ですます」調の多数決

東田ファシリテーターが採決し、「ですます」調に決定した。

### 〔多数決の様子〕



## 条文の内容について

- ・第1章 総則

### 第1条（目的）

条文を下記のとおり決定した。

#### （目的）

第1条 この条例は、中標津町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割、議会と行政の責務を明らかにし、それぞれの基本的な事項と制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とします。

### 第2条（用語の定義）

条文の第1項を下記のとおりとし、定義すべき、用語及び内容は、次回の会議に持ち越しとなった。

#### （用語の定義）

第1条 この条例で使用する用語の意味を次のとおり定めます。

### 第3条（自治の基本理念）

### 第4条（自治の基本原則）

次回、全体討議することとした。

[（第1章班別討議案 P4）](#)

### 〔グループ討議風景〕

#### 〔A班〕



#### 〔B班〕



#### 〔C班〕



( 4 ) 今回の振り返りと次回の確認

東田ファシリテーターより提案

- ・ 次回は、このまま、全体会議で検討し、第 1 章の残りを決定させる。
- ・ 以降も、グループ討議と全体会議の繰り返しにより、議論していくことを確認した。
- ・ 第 2 章の議論に入る前に、グループを再編し、討議することを確認した。
- ・ 以降、章が変わるごとにグループ再編を行うことを確認した。
- ・ 町民会議の 5 月の開催を、1 回増やし、今後のスケジュールを確認した。

( [スケジュール P 5](#) )

次回の町民会議の日程は、明日、下記のとおり予定しております。

第 2 3 回 平成 2 3 年 4 月 2 7 日 ( 水 ) 役場 3 階 3 0 1 号会議室

第 2 4 回 平成 2 3 年 4 月 2 8 日 ( 木 ) 役場 3 階 3 0 1 号会議室

4 閉会挨拶：飯島副会長

5 閉 会

試案	A班	B班	C班
<p>第1章 総則                      (目的)                      第1条 この条例は、中標津町の自治の基本理念及び基本原則を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、それぞれの基本的な事項及び制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)                      第1条 この条例は、中標津町の自治の基本的な考え方と規則を定め、町民の権利と役割、議会と行政の責任と役割を明らかにすることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)                      第1条 この条例は、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とし、そのために中標津町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割並びに議会と行政の責務を明らかし、それぞれの基本的な事項と制度を定めます。</p>	<p>(目的)                      第1条 この条例は、中標津町の自治の基本理念と基本原則を定め、町民の権利と役割、議会と行政の責務を明らかにし、それぞれの基本的な事項と制度を定めることにより、町民が主体の自治の実現を図ることを目的とする。</p>
<p>(用語の定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      (1)町民 町内に住所を有する者、町内で働き、又は学ぶ者及び町内で活動する法人その他の団体をいう。                      (2)議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいう。                      (3)行政 町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいう。</p>	<p>(用語の定義)                      第2条 この条例で使う用語の意義は、次のとおり決める。                      (1)町民とは、町内に住所の有る人、町内で働き、又は学ぶ人、町内で活動する法人その他の団体をいう。(いいます)                      (2)議会とは、選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいう。(いいます)                      (3)行政とは、町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいう。(いいます)                       疑問点                      (1)町内に住所の有る人の定義は?住民登録されていないとダメ?                      (3)町長以下職員も行政であることを、はっきりしてほしい。</p>	<p>用語の意味)                      第2条 この条例における用語の意味を、次のとおり定めます。                      (1)町民 町内に住所を有する人、町内で働き、又は学ぶ人と町内で活動する法人その他の団体をいう。                      (2)議会 選挙で選ばれた町議会議員によって構成される議決機関をいう。                      (3)行政 町長、執行機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会)をいう。</p>	<p>(用語の定義)                      第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとする。                      (1)町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人及び町内で事業活動を営む事業所、社会活動を営む法人、その他の団体をいう。                      (2)参加 町民が暮らしやすい地域社会をつくるために、主体的にかかわり、行動することをいう。                      (3)協働 町民、議会及び行政が共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいう。</p>

<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 私たちは、中標津町民憲章の精神を尊重するとともに、次に掲げる事項によって町民が主体の自治を推進することを基本とする。</p> <p>(1) 私たちのまちは、私たちが創造するという明確な意思を持って考え、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる、住みよい中標津町の実現をめざします。</p> <p>(2) 協働の精神を大切にして、課題を見だし、解決に努め、常に進歩する町民が主体の自治をめざします。</p> <p>(3) 町民が主体の自治を、次世代に引き継いでいくという意思のもとに、継続可能な地域社会の創造をめざします。</p>	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 私たちは、中標津町民憲章の精神を尊重し、次のとおり町民が主体の自治を進めることを基本とします。</p> <p>(1) 私たちのまちは、私たちが創るといいう明確な意思を持って考え、住みよいまちの実現をめざします。</p> <p>(2) 協働の精神を大切にして、課題の解決に努め、互いに支え合い、安心して暮らす町民が主体の自治をめざします。</p> <p>(3) 町民が主体の自治を、次世代に引き継いでいくという意思のもとに、持続可能な地域社会をめざします。</p>	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 町民、議会及び行政は、中標津町民憲章の精神を尊重し、町民が主体の自治を推進することを基本理念とします。</p>	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第3条 町民、議会及び行政は、中標津町民憲章の精神を尊重し、次に掲げる事項によって町民が主体の自治を推進することを基本とする。</p> <p>(1) 私たちのまちは、私たちが創造するという明確な意思を持ち、行動し、互いに支え合い、安心して暮らせる、住みよい中標津町の実現をめざす。</p> <p>(2) 協働の精神を大切にして、課題を見だし、解決に努め、よりよい町民が主体の自治をめざす。</p> <p>(3) 町民が主体の自治を、次世代に引き継いでいくという意思のもとに、地域社会の創造をめざす。</p> <p>(継続可能な わかりづらい)</p>
<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、中標津町の自治の実現を図るものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 町民、議会および行政は議会及び行政が保有する情報を共有すること。</p> <p>(2) 町民参加の原則 町民の参加の下に行政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。</p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会と行政は、次のとおり中標津町の自治の実現を図ります。</p> <p>(1) 情報共有の原則 町民、議会と行政は、議会と行政が持つ情報を共有する。</p> <p>(2) 町民参加の原則 町民の参加により行政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 町民、議会と行政がそれぞれの役割と責任において、対等な関係で協力すること。</p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、町民主体の自治の実現を図ります。</p> <p>(1) 情報共有の原則 町民、議会および行政は、議会及び行政が保有する情報を共有すること。</p> <p>(2) 町民参加の原則 町民参加の下に行政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。</p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、中標津町の自治の実現を図る。</p> <p>(1) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、議会及び行政が保有する情報をお互いに共有すること。</p> <p>(2) 町民参加の原則 町民の参加の下に行政運営が行われること。</p> <p>(3) 協働の原則 町民、議会及び行政がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。</p>

自治基本条例（仮） 詳細スケジュール

年度	平成23年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	24年度	
月															
		<b>条例素案の作成・イベント開催・広報など</b>					<b>制定手続き</b>		<b>施行準備</b>						
町民会議	策定事務局（職員PT） 17名 町民会議メンバー 21名	グループ第1章総則 全体討議 条例の文体	グループ第2章基本原則に基づく制度 全体討議	グループ第3章町民・第4章町内会等 全体討議 第2章基本原則に基づく制度	グループ第5章議会 全体討議 第3章町民・第4章町内会等	グループ第6章行政、第7章行政運営 全体討議 第5章議会	グループ第8章交流及び連携協力・第9章条例の見直し・第10章条例の位置付け 全体討議 第6章行政、第7章行政運営	広報企画・条例PR案 全体調整・広報企画・条例PR案	全体調整の合同会議・広報企画・条例PR案 広報企画役割分担・条例PR案	7・15 6・16 パブリックコメント 広報イベント実施	パブリックコメント報告・素案決定 条例素案を策定委員会へ提出	9(日) 自治基本条例の公布（二十三年一〇月）	自治基本条例 広報・説明会の実施	自治基本条例の施行（二十四年四月）	
策定委員会	次長職 課長職 41名	・素案の審議 ・条例原案の決定 ・原案を策定会議へ提出					策定委員会 全体会議 2(木)・8(水)・16(木)	策定委員会 全体会議 4(木)	策定委員会 全体会議 15(月)	条例原案決定 条例案決定 条例の議決	条例案提出	条例の議決	自治基本条例の公布（二十三年一〇月）	自治基本条例 広報・説明会の実施	自治基本条例の施行（二十四年四月）
策定会議	理事者 部長職 12名	・原案の審議 ・条例案の決定 ・総務常任委員会へ報告					策定会議 27(月)	策定会議 15(月)	策定会議	条例案決定 条例案提出	条例案提出	条例の議決	自治基本条例の公布（二十三年一〇月）	自治基本条例 広報・説明会の実施	自治基本条例の施行（二十四年四月）
町議会		・条例項目の検討 ・議会に関する規程の検討 ・共通条項の検討													

